

第13回検討会(3/10)資料4についての補足

日本弁護士連合会

1 資料4 - 1 についての補足

大気裁判の実情

	大気裁判	原告数	損害賠償請求金額合計	勝訴原告数(割合)	認容額(割合)	差止請求の有無と結果	被告	最終解決	訴訟費用負担割合概要
1	四日市ぜん息 津地四日市支判 昭47.7.24 判時672号30頁	12名	約2億	12名 (100%)	8800万 (44%)	無	特定工場	1審判決 確定 公健法制定	被告らの負担。
2	千葉川鉄 千葉地判 昭63.11.17 判時臨増H1/161 頁	患者原告 73名 差止原告 169名	10億 9800万	患者原告 46名 (63%)	7600万 (7%)	有 (棄却・ 却下)	特定工場	高裁和解	
3	西淀川1次1審 大阪地判 平3.3.29 判時1383号22頁	117名	48億 6600万	76名 (65%) 道路は0名 (0%)	約3億 4336万 (11%)	有 (却下)	特定工場 道路行政 ×	高裁和解	被告会社らの 7/8を認容原告 に負担させた。 敗訴部分は 全額原告負担。
4	川崎1次1審 横浜地川崎支判 平6.1.25 判時1481号19頁	128名	27億 1400万	106名 (83%) 道路は0名 (0%)	4億 6300万 (7%)	有 (却下)	特定工場 道路行政 ×	高裁和解	6/7を認容 原告の負担。
5	倉敷大気汚染 岡山地判 平6.3.13 判時1494号3頁	53名	約16億	41名 (77%)	約1億 9000万 (12%)	有 (却下)	特定工場	高裁和解	認容原告と被告 間では、6/8 を認容原告負担。 敗訴原告は 全額負担。
6	西淀川大気汚染 2~4次1審 大阪地判 平7.7.5 判時1538号17頁	496名	85億 9694万	23名 (5%)	6557万 (0.8%)	有 (棄却)	道路行政	高裁和解	認容原告と国 の間の費用 9/10を認容原告 負担。公団 との間の費用 は全額原告負 担等
7	川崎2~4次1審 横浜地川崎支判 平10.8.5 判時1658号3頁	303名	63億 6650万	48名 (16%)	1億 4900万 (2%)	有 (棄却)	道路行政	高裁和解	被告費用の 3/25を認容原告 、21/25を敗 訴原告。認容 原告費用の1/7 を被告。
8	尼崎大気汚染 神戸地判 平12.1.31 判時1726号20頁	379名	93億 2400万	67名 (18%)	2億 9520万 (32%)	有 (認容)	道路行政	高裁和解	認容原告費用 の1/2、被告費 用の1/8を被告 負担。被告費 用の7/8を敗訴 原告負担。
9	名古屋南部大気汚 染 名古屋地判 平12.11.27 判時1746号3頁	144名	40億 6200万	112名 (78%) 道路は認容 3名のみ (2%)	3億 2319万 (8%)	有 (認容)	特定工場 道路行政	高裁和解	被告会社費用 の9/10を認容 原告負担。国 費用は認容原 告が負担。

10	東京大気1次1審 東京地判 平14.10.29	99名	16億 7750万	7名 (7%)	7920万 (5%)	有	道路行政 自動車× 加 ×	控訴中	
----	-------------------------------	-----	--------------	------------	---------------	---	---------------------	-----	--

国立マンション裁判の実情

国立マンション裁判	原告数	主要な請求内容	裁判内容	認容原告数	被告	認容された弁護士報酬分
建築禁止仮処分 東京地裁八王子支部決定2000.6.6	住民13名、学校法人	20メートル超部分の建築工事差し止め	原告敗訴	0名	マンション業者 ゼネコン	
上記の控訴審 東京高裁決定 2000.12.22	〃	建築差止、20メートル超部分を仮に撤去せよ		0名	〃	
行政訴訟建築物除去命令等請求事件 東京地裁判決 (2001.12.4)	住民52名	不作為違法確認請求、義務づけ請求など	不作為違法確認請求を認める	4名	東京都多摩西部建築指導事務所	
上記の控訴審 東京高裁判決 (2002.6.7)	〃	〃	原告敗訴	0名	〃	
民事訴訟差し止め、慰謝料請求 東京地裁判決 (2002.12.18) (控訴中)	住民	建築物差止 撤去、慰謝料請求 (月額11万円)	マンション業者に対する撤去命令 マンション業者による月額1万円の慰謝料支払い	マンション業者に対する慰謝料を認められた原告3名	マンション業者 ゼネコン マンション購入者	900万円

第13回検討会(3/10)資料4についての補足

日本弁護士連合会

2 資料4 - 1 についての補足

日栄(現:ロプロ)関係訴訟の区々な結果と最高裁判決

【資料の説明】

日栄(ロプロ)と借り主の訴訟は、現在全国で1000件以上係属している。その争点は、手形貸付毎に生じた過払金の充当計算方法(争点1)と100%子会社に対し支払った保証料がみなし利息となるか(争点2)という利息制限法の解釈であった。高裁段階の判決の判断は2記載のとおり区々であったが、7月18日下記1記載の最高裁判決(借り主の全面勝訴)が出された。

利息制限法の解釈という同じ争点について裁判官によって全く判断が異なったものであり、たまたま敗訴判決を下した裁判官に当たった当事者が敗訴したことを理由に弁護士費用を支払うことが「公平」であるとは認め難い。

1 最高裁平成15年7月18日第2小法廷判決(番号9事件の上告審)

(争点1)借主の期限の利益(充当されるべき元本に対する期限までの利息の取得)を否定し、過払金の即時充当を認めた
(争点2)日栄の100%出資子会社に支払われた保証料をみなし利息として元本充当計算することを認めた(理由:法の潜脱)

2 上告審継続中の高裁判決(42件)の上記争点に関する判断

借り主側の主張認容、一部認容等、
× 借り主側の主張排斥、- 争点になっていない

借り主勝訴判決(19件)			借り主敗訴判決(23件)		
番号	判決裁判所 判決年月日	争点に対する 判断	番号	判決裁判所 判決年月日	争点に対する 判断
1	東京高裁 H12.3.29	争点1 争点2			
			2	福岡高裁 H12.3.30	争点1 × 争点2 ×
			3	東京高裁 H12.4.27	争点1 () 争点2 ×
			4	大阪高裁 H12.8.31	争点1 × 争点2 (×)

			5	広島高裁 H12.9.20	争点1 × 争点2 -
			6	仙台高裁 H13.1.24	争点1 × 争点2 -
			7	広島高裁 H13.2.21	争点1 × 争点2 -
			8	福岡高裁 H13.3.29	争点1 × 争点2 -
			9	東京高裁 H13.4.9	争点1 × 争点2
			10	仙台高裁秋田支部 H13.5.23	争点1 × 争点2 ×
11	大阪高裁 H12.7.10	争点1 争点2 -			
12	札幌高裁 H13.8.10	争点1 争点2			
13	東京高裁 H13.12.11	争点1 争点2			
			14	広島高裁 H14.1.16	争点1 × 争点2 ×
			15	福岡高裁宮崎支部 H14.1.25	争点1 × 争点2 ×
			16	広島高裁松江支部 H14.2.8	争点1 × 争点2 ×
			17	広島高裁松江支部 H14.2.8	争点1 × 争点2 ×
			18	広島高裁松江支部 H14.5.29	争点1 × 争点2 ×
19	大阪高裁 H14.6.26	争点1 争点2 -			
20	東京高裁 H14.6.27	争点1 争点2			
			21	広島高裁松江支部 H14.6.28	争点1 × 争点2 ×
			22	大阪高裁 H14.7.18	争点1 × 争点2 ×
23	広島高裁岡山支部 H14.8.1	争点1 争点2			
			24	広島高裁 H14.8.30	争点1 × 争点2 ×
25	大阪高裁 H14.9.12	争点1 争点2			

			26	札幌高裁 H14.9.12	争点1 × 争点2 ×
			27	札幌高裁 H14.9.12	争点1 × 争点2 ×
			28	札幌高裁 H14.9.12	争点1 × 争点2 ×
			29	札幌高裁 H14.9.12	争点1 × 争点2 ×
			30	福岡高裁 H14.9.26	争点1 × 争点2 ×
			31	大阪高裁 H14.10.1	争点1 (×) 争点2
32	札幌高裁 H14.10.25	争点1 争点2			
33	大阪高裁 H14.11.13	争点1 争点2			
34	大阪高裁 H14.11.27	争点1 争点2			
35	福岡高裁 H14.11.28	争点1 争点2			
36	大阪高裁 H14.12.20	争点1 争点2			
37	東京高裁 H14.12.25	争点1 争点2			
38	東京高裁 H14.12.25	争点1 争点2			
39	大阪高裁 H14.12.27	争点1 争点2			
40	東京高裁 H15.3.25	争点1 争点2			
41	東京高裁 H15.3.27	争点1 争点2			
42	福岡高裁 H15.4.10	争点1 争点2			